

広島県告示第八百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成三十年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
クオール薬局 府川町店	府中市府川町一〇〇番地一七	平成三〇年九月三〇日
有限会社うちがみ薬局	東広島市黒瀬町兼沢一〇七四番地二	平成三〇年九月三〇日
かわごえクリニック	廿日市市宮内一〇八七番地一	平成三〇年九月三〇日
橋田歯科医院	廿日市市新宮一丁目二番二六号	平成三〇年九月三〇日
やまさき歯科医院	江田島市能美町鹿川三三三〇番地二	平成三〇年九月三〇日
クオール薬局 江田島店	江田島市能美町中町四七一五番地六	平成三〇年九月三〇日
向洋駅前心療クリニック	安芸郡府中町青崎中二四番二六号ク リニックモール向洋六階	平成三〇年九月三〇日
日本調剤 殿賀薬局	山県郡安芸太田町下殿河内七一〇番 地五	平成三〇年九月三〇日
クオール薬局 安芸太田店	山県郡安芸太田町下殿河内二三六番 三	平成三〇年九月三〇日
つくし薬局	山県郡安芸太田町加計三四八五番地 一一	平成三〇年九月三〇日
快生薬局	神石郡神石高原町小島一五〇一番地 一	平成三〇年九月三〇日